

# デジタルで変わるみんなのさがみはら条例

## 逐条解説

相模原市

市長公室 DX推進課

令和7年4月

## 目 次

|             |   |
|-------------|---|
| 前 文         | 1 |
| 第1条（目的）     | 2 |
| 第2条（定義）     | 2 |
| 第3条（基本理念）   | 3 |
| 第4条（市の責務）   | 3 |
| 第5条（市民等の役割） | 4 |
| 第6条（計画）     | 5 |
| 第7条（条例の見直し） | 5 |
| 附 則（施行期日）   | 5 |

(前文)

デジタル技術は日々進展し、生活の利便性の向上はもとより、社会における課題を解決する手段として、様々な可能性が高まっています。

他方で、日本全体で人口減少及び少子高齢化が進行し、労働力の不足、社会及び産業の基盤となる施設及び設備の維持が困難になるなどの課題が顕在化しており、本市においても同様の課題による影響が懸念されていることから、人口減少及び少子高齢化に対応した持続可能で暮らしやすいまちへ変革する必要があります。

このような状況を踏まえ、デジタル技術の活用によりもたらされる利便性は全ての市民等が享受し得る利益であるとの基本的な認識の下、市及び市民等がそれぞれの責務又は役割を担いながら一体となって、デジタル技術を効果的に活用し変革に取り組むため、市民等のデジタル技術に関する理解と関心を深めるとともに、誰もがデジタル技術の活用による利便性を享受できる環境を整備する必要があります。

また、デジタル技術の恵沢により地域における課題を解決することを通じ、シビックプライド(さがみはらみんなのシビックプライド条例(令和3年相模原市条例第3号)第2条第1号に規定するシビックプライドをいいます。)が高まり、本市が多くの人に選ばれるまちになることは、本市の発展のために重要です。

地域を構成する全ての人が、デジタル技術の効果的な活用による変革を推進するに当たっての基本理念を共有するとともに、それぞれの役割を担い、生活の利便性の向上を図り、もって時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会の実現に寄与するため、この条例を定めます。

## 【解説】

### (1) 第1・2段落

人口減少や少子高齢化の進行に伴い、労働者人口の減少や、社会基盤の維持が困難になることなど、様々な社会課題が顕在化し、本市にも影響を及ぼすことが見込まれる一方で、デジタル技術(※)がそれらの社会課題を解決する手段として期待されています。

#### <用語解説>

～デジタル技術とは～

本条例におけるデジタル技術とは、システムやAIなど、人に代わって特定の処理を行うもので、効率化されることにより利便性が向上するものを指しています。

### (2) 第3段落

本市では、デジタル技術による利便性は、すべての人が享受できることが理想であり、目指すべき姿であると考えています。

このため、市は、デジタル技術の活用を希望するすべての方々が、利便性を感じていただけるよう、利活用を支援する取組など、環境づくりを行ってまいります。

### (3) 第4段落

本市が今後も発展を続け、持続可能なまちへ変革していくためには、本市が多くの  
方々に選ばれるまちになる必要があると考えています。

このため、地域の様々な課題をデジタル技術の活用により解決することでまちの魅  
力を高め、シビックプライド(※)の醸成を図ることも重要であると考えています。

＜用語解説＞

～シビックプライドとは～

「シビックプライド」とは、令和3年に制定した「さがみはらみんなのシビッ  
クプライド条例」において、「相模原市に対する誇り、愛着及び共感を持ち、まち  
のために自ら関わっていかうとする気持ちのことをいいます。」と定義しています。

(4) 第5段落

第1段落から第4段落までの社会情勢やそれらに対する認識を踏まえ、今後、デジ  
タル技術を効果的に活用し変革を推進する際の目標や考え方などを市民や事業者等の皆様  
と共有するとともに、それぞれの役割を担い相互に協力し合うことで、時間と心にゆと  
りを持ち、自分らしく幸せに暮らせる社会を実現するため、この条例を定めることとし  
ました。

(目的)

第1条 この条例は、デジタル・トランスフォーメーションの推進についての基本理念を定  
めるとともに、市の責務及び市民等の役割を明らかにし、デジタル・トランスフォーメー  
ションを総合的かつ計画的に推進することにより、市民等の生活の利便性の向上を図り、  
もって時間と心にゆとりを持ち自分らしく幸せに暮らせる社会の実現に寄与することを  
目的とします。

【解説】

本条例は、基本的な理念、市の責務や市民等の役割など、デジタル・トランスフォーメ  
ーション（以下、「DX」といいます。）の推進に関して基本的な事項を定め、これらを市  
民や事業者の皆様と共有することで、時間と心にゆとりを持ち、自分らしく幸せに暮らせ  
る社会を実現することを目的として制定したものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによ  
ります。

- (1) デジタル・トランスフォーメーション データ及びデジタル技術の効果的な活用によ  
り、地域における課題を解決し、生活の利便性が向上するよう変革することをいいます。
- (2) 市民等 市内に居住し、通勤し、若しくは通学する人又は市内の事業者をいいます。

【解説】

この条文は、条例中の用語の意味を明確にするため、定義するものです。。

- (1) デジタル・トランスフォーメーション

この条例において、「D X」とは、単にデジタル化を図るだけでなく、デジタル技術によって地域の様々な課題を解決し、生活の利便性が向上するよう変革することをいいます。

## (2) 市民等

この条例において、「市民等」とは、市民に加え、本市に通勤・通学する方や、市内の事業者の皆様を含め、「市民等」と定義します。なお、事業者は、営利または非営利、個人事業主または法人、本店または営業所かを問いません。

### (基本理念)

第3条 デジタル・トランスフォーメーションの推進は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとします。

- (1) 誰一人取り残さないことを前提とし、全ての市民等がデジタル技術の恵沢を享受できること。
- (2) 市及び市民等の多様な主体が連携し、及び協力しながら、デジタル技術の効果的な活用による変革に取り組むこと。
- (3) デジタル技術の進展、社会情勢の変化等に応じ、地域における解決すべき課題が変化することを踏まえ、デジタル・トランスフォーメーションの推進に継続的に取り組むこと。
- (4) 個人情報及び個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、情報の収集及び活用の主体、目的及び内容に関する透明性を確保すること。

### 【解説】

この条例において、D Xの推進に当たっての目標や考え方などを定める条文です。

- (1) 本条例において、デジタル技術の恵沢とは、デジタル技術を活用することにより得られる時間や利便性を指しています。本条文では、D Xの推進にあたり、すべての市民等の皆様がデジタル技術の恵沢がすべての人に行き届くよう、市が中心となって必要な取組を行うことを定めるものです。

なお、デジタル技術の使用を強制するものではありません。

- (2) D Xを効果的に推進するため、市だけではなく、市と市民や事業者の皆様が相互に連携し、協力することが重要であると考えます。
- (3) D Xは、一時的または断続的に推進するものではなく、社会情勢等の変化により必要な取組が変化することなどを踏まえ、継続して取組む必要があります。
- (4) D Xを推進するにあたり、市民等の皆様から個人情報の漏洩を懸念するお声をいただいております。このような御不安を感じることをないよう、個人情報等の保護については、これまでの取組みに加え、個人情報を取得する場合の目的や内容の透明性を確保するなど、適切に取り組んでまいります。

### (市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、第1条の目的を達成するための施策を効果的かつ計画的に推進するものとします。

- 2 市は、データ及びデジタル技術を活用することによる成果その他の合理的根拠に基づいて前項の施策を決定するものとします。
- 3 市は、本市においてデジタル技術を活用し、又は提供する人又は事業者に対し、第1項の施策を発信し、デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けた協力を広く求めるものとします。
- 4 市は、第1項の施策を効果的かつ計画的に推進するための体制を整備するものとします。
- 5 市は、前条の基本理念にのっとり、デジタル・トランスフォーメーションを推進するための必要な知識及び技術を有する市の職員を育成するものとします。
- 6 全市一丸となってデジタル・トランスフォーメーションの推進に取り組むため、市の職員一人一人が自ら率先して行動するものとします。

#### 【解説】

- 1 市は、本条例の目的を達成するため、市は関連する施策を効果的かつ計画的に実施することとします。
- 2 市は、実施する施策を決定する際に、データを活用してデジタル技術を活用するサービスや分野を検討するなど、根拠に基づいた政策決定に取り組むこととします。
- 3 市は、多様な主体が連携、協力しながらDXの推進を行うため、デジタル技術を利用する皆様や、デジタル技術を提供する事業者の皆様に、広く協力を求めることとします。
- 4 市は、各施策を効果的かつ計画的に実施するため、市各部署間の連携体制の構築や人材の確保など、必要な体制を整備することとします。
- 5 市は、研修の実施等により、必要な知識や技術を有する職員の育成を行うこととします。
- 6 市は、全市一丸となってDXを推進するため、DX推進部門の職員だけでなく、全職員が自ら率先して行動することとします。

#### (市民等の役割)

- 第5条 市民等は、第3条の基本理念にのっとり、デジタル技術の活用に関する理解と関心を深めるとともに、自らがデジタル技術の恵沢を享受するため、前条第1項の施策に協力するよう努めるものとします。
- 2 市民等は、デジタル技術を活用した市の行政サービスの改善に向けた情報を提供するなど、デジタル・トランスフォーメーションの推進に向けて協力するよう努めるものとします。
  - 3 市民等は、全ての市民等がデジタル技術の恵沢を享受できるよう、デジタル技術に関する知識を共有するなど、相互の連携に努めるものとします。

#### 【解説】

- 1 市民等の皆様においても、デジタル技術に関する理解と関心を深めていただくとともに、生活の利便性が向上するなど、デジタル技術の恵沢を享受することを目的に、市の施策に協力いただくことを役割として定めるものです。

なお、第5条で定める市民等の役割は、いずれも義務を課すものではなく、可能な範

囲でご協力いただくことをお願いするもので、本条例に定める役割を果たすことができないことについて、違反や罰則等はありません。

- 2 市が提供するデジタル技術を活用した行政サービスについて、市民等の皆様が利用した際に気づいた点を助言いただくなど、行政サービスの利便性向上について、ご協力いただくことについて定めるものです。
- 3 市民等の皆様がデジタル技術の利便性を感じていただけるよう、例えば、スマートフォンの操作方法について、詳しい方が周囲の方等に教えていただくなど、相互に連携いただくことについて定めるものです。

(計画)

第6条 市長は、第4条第1項の施策を効果的かつ計画的に推進するための計画(以下「計画」といいます。)を策定するものとします。

- 2 市長は、計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとします。
- 3 市長は、計画に定めた施策の実施状況等について公表し、必要な措置を講ずるものとします。

【解説】

- 1 市長は、この条例の目的を達成するための施策を計画的に推進するため、実施する施策や取組の方向性等を具体的に記した計画を作成することとします。
- 2 作成した計画については、市民等の皆様と共有を図るため、速やかに公表することとします。
- 3 各施策の実施状況等について把握し、市民等の皆様に公表するとともに、必要に応じて計画を見直すなど、各施策が計画に基づき着実に遂行されるよう、取組むこととします。

(条例の見直し)

第7条 この条例は、デジタル技術の進展状況等を勘案し、第1条の目的の達成状況等を評価した上で、必要に応じて見直すものとします。

【解説】

今後も、新しい技術が生まれる可能性があることや、それらの技術を活用することによる影響については、予測が難しいため、この条例に定める基本理念や市の責務等について変更を必要とする場合も想定されることから、市は定期的に条例の見直しを検討することとします。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行します。

【解説】

本条例の施行日（効力を発生する日）は令和7年4月1日とします。